

MEEQ ビジネスツールズ SMS 送信ご利用規約

目次

「MEEQ ビジネスツールズ SMS 送信」ご利用規約	3
第一章 定義	3
第 1 条（定義）	3
第二章 本サービス	3
第 2 条（本サービス）	3
第 3 条（本サービスの利用目的）	4
第 4 条（本規約等）	4
第 5 条（本サービスの申込および利用開始）	4
第 6 条（本サービスの利用申込の承諾）	4
第 7 条（本サービスの利用期間）	5
第 8 条（監査）	5
第三章 提供の中断、一時中断、利用停止および解除	6
第 9 条（提供の中断）	6
第 10 条（利用停止）	6
第 11 条（弊社による利用契約の解除）	7
第 12 条（期限の利益）	7
第 13 条（解約）	7
第四章 料金	7
第 14 条（料金）	7
第 15 条（基本使用料等の支払義務）	7
第 16 条（料金の計算等）	8
第 17 条（割増金）	8
第 18 条（延滞利息）	8
第 19 条（料金等の変更）	8
第五章 損害賠償	9
第 20 条（本サービスの利用不能による損害）	9
第 21 条（免責）	9
第 22 条（損害賠償額の上限）	9
第六章 保守	9
第 23 条（弊社の維持責任）	9
第 24 条（修理または復旧）	9
第 25 条（保証の限界）	9
第 26 条（サポート）	10
第七章 雑則	10

第 27 条 (秘密保持)	10
第 28 条 (契約者の責任)	10
第 29 条 (契約者の協力義務)	11
第 30 条 (円滑な運営)	11
第 31 条 (禁止事項)	11
第 32 条 (情報の収集)	12
第 33 条 (契約者情報の取り扱い)	12
第 34 条 (本サービスの廃止)	13
第 35 条 (本サービスの技術仕様等の変更等)	13
第 36 条 (反社会的勢力の排除)	14
第 37 条 (譲渡禁止)	14
第 38 条 (分離性)	14
第 39 条 (存続条項)	15
第 40 条 (協議)	15
第 41 条 (合意管轄)	15
第 42 条 (準拠法)	15
第 43 条 (異議のある請求書)	15
料金表	16
第 1 基本使用料	17
別紙 1 本規約以外に遵守すべき条件・規約	19
別紙 2 KDDI +メッセージ Biz 利用条件	22
別紙 3 +メッセージ Biz における倫理綱領	27

「MEEQビジネスツールズ SMS送信」ご利用規約

ミーク株式会社（以下「弊社」といいます）は、第2条に定めるサービスの利用条件（以下「本規約」といいます）を以下の通り定めます。

第一章 定義

第1条（定義）

本規約における用語を以下のとおり定義します。

- (1) 「本サービス」とは、第2条に定める各サービスの総称をいいます。
- (2) 「メッセージ」とは、①SMS (Short Message Service) および②GSMA において世界的に標準化されている「Rich Communication Services (RCS)」規格に基づき、当社が携帯電話サービス契約者（以下「エンドユーザー」といいます。）向けに提供する、携帯電話番号を利用したメッセージサービスをいいます。
- (3) 「公式アカウント」とは、GSMA 標準 RCC.71 で定義され、メッセージを配信できるアカウントをいいます。
- (4) 「本サービス」とは、公式アカウントを利用してまたはその他の手段によりご利用者がエンドユーザー宛にメッセージを送受信できるサービスをいいます。
- (4) 「利用希望者」とは、弊社と本サービスの利用に関する契約を締結することを希望する法人、個人事業主またはその他の団体等をいいます。
- (5) 「契約者」とは、弊社と本サービスの利用に関する契約を締結した法人、個人事業主またはその他の団体等をいいます。
- (24) 「消費税相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。
- (25) 「利用契約」とは、本規約の諸規定に従った本サービスの利用にかかる契約者と弊社との間の契約をいいます。
- (26) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）を意味します。

第二章 本サービス

第2条（本サービス）

1. 本サービスは、弊社が契約者に提供する以下各号に定めるサービスで構成されるものとします。

(1) 「MEEQビジネスツールズ SMS送信」

契約者が指定する電話番号へSMSを送信するサービスで、以下3つの送信方法に大別されま

す。

(a) API連携

API連携によりメッセージを送信する方式

(b) Web管理画面 Type S

Web管理画面 Type Sを操作し、メッセージを送信する方式

(c) Web管理画面 Type R

Web管理画面 Type Rを操作し、メッセージを送信する方式

2. 本サービスの利用地域は日本国内とします。なお、世界対応ケータイで利用することを制限するものではありません。

第3条（本サービスの利用目的）

1. 弊社が資料等により提示する本サービスの配信性能は、ある一定条件下における本サービスの配信性能の目安を示したものにすぎず、弊社がご利用者に対して、本サービスが配信性能とおりの性能を有することを一切保証するものではありません。
2. 本サービスは契約者が指定する携帯電話番号に送信するサービスであり、送信されたメッセージの到達を一切保証するものではありません。

第4条（本規約等）

1. 契約者は、本規約並びにその他本サービスに関する諸規定に従って本サービスを利用するものとします。
2. 弊社は、本規約を変更する場合には、変更の内容及び変更の効力発生時期を、当該効力発生時期までに弊社所定の方法で告知するものとします。告知された効力発生時期以降に契約者が本サービスを利用した場合又は弊社が定める時期までに利用契約を解約しなかった場合には、契約者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第5条（本サービスの申込および利用開始）

1. 利用希望者は、本規約に同意のうえで、弊社が別途定める手続に従って申込を行うものとします。
2. 利用契約は、利用希望者による本サービスへの申込を弊社が承諾し、当該利用希望者を契約者として登録した時点をもって成立するものとします。
3. 本サービスの利用料金の課金開始基準日となる本サービスの開始日は、弊社が指定するものとします。

第6条（本サービスの利用申込の承諾）

前条に定める申込について、利用希望者が以下のいずれかに該当することを弊社が確認した場合、弊社はその申込を承諾しない場合があります。

- (1) 申込にあたり、虚偽の記載、誤記、記載漏れまたは入力漏れがあった場合。
- (2) 申込にあたり、利用希望者に設定されている指定口座について、金融機関等により利用停止処分を受けている場合。

- (3) 過去に、本サービスまたは弊社のその他のサービスの利用資格の停止または失効を受けた場合。
- (4) 過去に、本サービスの利用に際し、料金の未納、滞納または不当にその支払いを免れる行為をした場合。
- (5) 不適切または不正な申込等、本サービスを利用する意思のない申込であると弊社が合理的に判断した場合。
- (6) 本サービスの提供により、弊社または他の契約者の信用または利益を損なうおそれがある場合。
- (7) 本サービスの提供により、弊社もしくは第三者の知的財産権、所有権その他の権利を害するおそれがある場合。
- (8) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合。
- (9) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員又は暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味します。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っているとして弊社が判断した場合。
- (10) 第28条に違反する恐れがある場合。
- (11) その他、業務の遂行上または技術上、支障を来すと、弊社が合理的に判断した場合。

第7条（本サービスの利用期間）

1. 本サービスの利用期間は、利用開始日から次項記載の最短利用期間終了日までとします。ただし、最短利用期間終了日の30日前までに当社が解除の通知をしない場合は、本サービスの利用期間は延長され、第11条または第13条の規定により解除または終了するまで存続するものとします。
2. 本サービスの最短利用期間は、別途定める場合を除き、本サービスご利用開始日から6か月間とします。

第8条（監査）

1. 契約者は、利用契約の有効期間中及び利用契約の終了日から3年の間、弊社及び弊社の指定する第三者が契約者の通常の営業時間中に記録の閲覧及び複写を行い、これを監査することを認めるものとします。
2. 前項の定めに従い弊社が記録を監査した結果、本サービスに関する不正な利用を行っていたことが判明した場合、又は弊社に報告した内容に誤り（誤記等、軽微な誤りは除きます）があった場合、弊社は、直ちに契約者の本サービスの利用を停止することができるものとします。弊社は、当該サービスの利用停止について、損害賠償及び本サービスの料金の全部または一部の返金をしません。なお、これらの場合、契約者は、弊社の請求に従い当該監査に要した費用および当該利用又は当該報告に不正があったときは、さらに追加で直近2年間の全ての本サービス料金額総額相当額（ただし、上記の事由が解消されるまでの期間を対象とする金額に限る）を弊社に支払う

ものとしします。なお、本条の場合にも、第33条の規定が適用されるものとしします。

3. 本条第1項の定めに従い、前項以外の事項について問題点が確認された場合、弊社と契約者による協議の上、対応を決定するものとしします。

第三章 提供の中断、一時中断、利用停止および解除

第9条（提供の中断）

1. 弊社は、次のいずれかに該当する場合には、その他一切の権利を損なうことなく、また、（通知を行わないことが適法である場合）通知を行うことなく、違約金なしに、本サービスの提供を中断することがあります。
 - （1） 弊社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ない場合。
 - （2） コンソール画面の稼働に必要な弊社以外の設備の保守上または工事上やむを得ない場合。
 - （3） 国内電気通信事業者、海外電気通信事業者および相互接続提供者がサービスを中断又は停止した場合。
 - （4） 弊社の利用するクラウドサービスを提供する事業者がクラウドサービスの提供を中断又は停止した場合。
 - （5） その他、弊社が中断を合理的に必要と判断した場合。
2. 弊社は、本条に基づく提供の中断について、損害賠償または本サービスの料金の全部または一部の返金をしません。

第10条（利用停止）

1. 弊社は、本サービスの仕様として定める場合の他、契約者が次のいずれかに該当するときは、弊社が定める期間、その他一切の権利を損なうことなく、また、（通知を行わないことが適法である場合）通知を行うことなく、違約金なしに、本サービスの提供を停止することがあります。
 - （1） 契約者について、第6条（本サービスの利用申込の承諾）各号に該当したとき。
 - （2） 本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（弊社が定める方法による支払いのないとき、および、支払期日経過後に支払われ弊社がその支払の事実を確認できないときを含みます）。
 - （3） 本サービスに関する申込について、申込の内容が事実と反することが判明したとき。
 - （4） 契約者が弊社に届出ている情報に変更があったにもかかわらず、当該変更にかかる届出を怠ったとき、または、届出られた内容が事実と反することが判明したとき。
 - （5） 第31条（禁止事項）に定める禁止行為を行ったとき。
 - （6） 弊社の業務または本サービスにかかる電気通信設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき。
 - （7） 支払うべき本サービスの料金の合意された支払の仕組みが機能しないか、または弊社の事前の同意を得ることなく契約者によって無効とされたとき。
 - （8） 本サービスが他の契約者に重大な支障を与える態様で使用されたとき。
 - （9） 本サービスが違法な態様で使用されたとき。

- (10) 支払いの停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の各申立てもしくは特別清算開始の申立てがあった場合。
 - (11) 契約者が解散したとき。
 - (12) 前各号のほか、本規約の定めに違反する行為が行われたとき。
 - (13) その他、弊社が契約者の本サービスの利用の継続を適当でないと合理的に判断した場合
2. 本条に基づく本サービスの提供の停止があっても、本サービスの利用料金は発生します。
 3. 弊社は、本条に基づく本サービスの提供の停止について、損害賠償または本サービスの料金の全部または一部の返金をしません。

第 11 条（弊社による利用契約の解除）

1. 弊社は、前条第1項の規定により本サービスの提供を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合には、本サービスの利用契約を解除することがあります。
2. 弊社は、契約者が前条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合で、その事実が弊社の業務の遂行上著しい支障が認められるときは、前項の規定にかかわらず、利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。

第 12 条（期限の利益）

前 2 条の規定に基づき、本サービスの提供が停止または本サービスの利用契約が解除された場合、該当する契約者は、期限の利益を失い、かかる本サービスの提供の停止または本サービスの利用契約の解除の日までに発生した本サービスに関連する弊社に対する債務の全額を、弊社の指示する方法で一括して支払うものとします。

第 13 条（解約）

1. 契約者は、弊社が別途定める手続きに従い、本サービスの利用契約を解約することができるものとします。
2. 前項に定める解約手続きに基づく本サービスの提供終了時点は、当該解約手続きが完了した月の末日とします。
3. 第 7 条記載の最短利用期間中に本サービスの利用契約が契約者の責に帰すべき事由で解除された場合、契約者は当社に対し、第 7 条に記載の最短利用期間の残存期間分に相当する利用料金を支払うものとします。

第四章 料金

第 14 条（料金）

本サービスの料金は、別途弊社が定める料金表に定めるところによるものとし、契約者はこれらの料金について支払う義務を負うものとします。

第 15 条（基本使用料等の支払義務）

1. 契約者は、利用契約に基づいて弊社が本サービスの提供を開始した日から利用契約の解除があった日の属する月の末日までの期間について、別紙料金表第1表第1（基本使用料）に規定する料金の支払いを要します。
2. 前項の期間において、利用の一時中断または利用停止により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料の支払いは次のとおりとします。
 - (1) 利用の一時中断または利用停止があったときでも、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払を要します。
 - (2) 契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払を要します。

事由	支払を要しない料金
契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを弊社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき	そのことを弊社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての料金

3. 弊社は、支払を要しないこととされている料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第16条（料金の計算等）

料金の計算方法並びに料金の支払方法は、別途弊社が定めるところによります。

第17条（割増金）

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加えないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

第18条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。

第19条（料金等の変更）

弊社は、弊社が適当と判断する方法で契約者に事前に通知することにより、本サービスの料金およびその支払い方法を変更することができるものとします。ただし、本サービスの料金およびその支払方法の変更の詳細については、弊社のホームページ上に掲示することにより、契約者への通知に代えることができるものとします。その場合、本サービスの料金およびその支払方法の変更に関する通知の日から起算して8日以内に、契約者は本サービスの利用の終了を申し入れることができるものとします。

第五章 損害賠償

第 20 条（本サービスの利用不能による損害）

1. 弊社は、本サービスを提供すべき場合において、弊社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを弊社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、弊社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを弊社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る合計額（基本使用料）を、発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

第 21 条（免責）

1. 電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されているメッセージ、データ、情報等の内容等が変化または消失することがあります。弊社はこれにより損害を与えた場合に、それが弊社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償する責任を負いません。

第 22 条（損害賠償額の上限）

1. 弊社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合の全てについて、その損害賠償の範囲は、当該契約者に現実に発生した通常損害の範囲（逸失利益、事業機会の喪失等の間接的な損害は含まないものとする。）に限られるものとし、かつ、その総額は弊社が当該損害の発生までに当該契約者から受領した料金の額を上限とします。ただし、弊社に故意もしくは重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第六章 保守

第 23 条（弊社の維持責任）

弊社は、弊社の電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

第 24 条（修理または復旧）

弊社は、弊社の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合はすみやかに修理し、または復旧するものとします。ただし、24時間以内の修理または復旧を保証するものではありません。

第 25 条（保証の限界）

弊社は、インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さにより、現在の一般的技術水準をもっては本サービスに契約不適合の状態が一切ないことを保証することはできません。

第 26 条 (サポート)

1. 弊社は、契約者に対し、本サービスの利用に関する弊社が定める内容の技術サポートを提供します。
2. 弊社は、前項に定めるものを除き、契約者に対し、保守、デバッグ、アップデートまたはアップグレード等のいずれを問わず、いかなる技術的役務も提供する義務を負いません。

第七章 雑 則

第 27 条 (秘密保持)

1. 本規約において「秘密情報」とは、利用契約又は本サービスに関連して、弊社又は契約者が、相手方より書面（電磁的方法を含みます。以下、本条において同じ。）、「口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は知り得た、相手方の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味します。但し、以下の各号に該当するものは、秘密情報に該当しないものとします。
 - (1) 相手方から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの
 - (2) 相手方から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの
 - (3) 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したものの
 - (4) 秘密情報によることなく単独で開発したもの
 - (5) 相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたもの
2. 弊社及び契約者は、秘密情報を本サービスの提供又は利用の目的のみに利用するとともに、相手方の承諾なしに第三者に相手方の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、弊社又は契約者は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければなりません。

第 28 条 (契約者の責任)

1. 契約者は、自己の判断と責任において、本サービスの利用にあたり本規約等（別紙1を含みます。）および日本国の関連法令を遵守し、健全なメッセージ送信に関する慣行等を尊重するものとします。
2. 契約者は、本規約にて明示的に定める場合を除き、本サービスを通じて発信する情報、および本サービスの利用につき一切の責任を負うものとし、他の契約者、契約者顧客、第三者および弊社

に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。

2. 本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者、契約者顧客、第三者または弊社に対して損害を与えた場合、あるいは契約者と他の契約者または契約者顧客または第三者との間で紛争が生じた場合、当該契約者は自己の費用と責任でかかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、弊社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。

第 29 条（契約者の協力義務）

下記の場合、弊社は、契約者に対し、本サービスの利用状況に関する情報・資料等（本サービスの利用頻度、メッセージの送信先の情報（数、属性）、返信数、等であるがこれらに限られない）の提供を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。

- （1）契約者による本規約等の遵守状況を確認するために必要な場合。
- （2）本サービスの故障予防または回復のため必要な場合。
- （3）本サービスの技術的または経済的機能向上のために必要な場合。

第 30 条（円滑な運営）

当社は、本サービスの円滑な運営（設備等の障害の予防または復旧のための作業を含む）のために必要と判断した場合は、契約者に対し事前にまたは緊急の場合は事後に通知の上、配信リクエストまたは情報等を削除することができるものとします。

第 31 条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

- （1）著作権、その他の知的財産権を侵害する行為。
- （2）財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為。
- （3）差別もしくは誹謗中傷し、または名誉・信用を毀損する行為。
- （4）詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為。
- （5）猥褻、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、映像、音声もしくは文書等を送信、掲載もしくは表示する行為、これらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、掲示、表示もしくは販売を想起させる広告を表示もしくは送信する行為。
- （6）薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品等を販売等する行為。
- （7）貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為または貸付契約の締結の勧誘を行う行為。
- （8）無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- （9）事実と反する情報を送信・掲載する行為、または情報を不正に書き換える、改ざんする、または消去する行為。
- （10）公職選挙法に違反する行為。
- （11）本サービス、または第三者が管理するサーバ等の設備の運営を妨げる行為。
- （12）無断で広告宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、大量のメールを送信する等により他の契約者もしくは第三者のメールの送受信を妨害する行為、または受信者が嫌悪感を抱く、もし

- くはその虞のあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為。
- (13) コンピューターウイルス等有害なプログラムを使用もしくは提供する行為、またはそれらを支援、宣伝もしくは推奨する行為。
 - (14) 他の契約者になりすまして本サービスを利用する行為。
 - (15) 違法行為（違法な賭博・ギャンブル、拳銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人または脅迫等を含みますがこれらに限られません）を行わせ、請け負い、仲介または誘引（他人に依頼することを含みます）する行為。
 - (16) 人を自殺に誘引もしくは勧誘する行為、または他の契約者もしくは第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。
 - (17) Webサイトもしくは電子メール等を利用する方法により、他者のID等の情報を、当該情報の属する者の錯誤等によりその者の意図に反して取得する行為。
 - (18) 法令もしくは公序良俗（売春、暴力、残虐等）に違反し、または他の契約者もしくは第三者に不利益を与える行為。
 - (19) 本サービスの円滑な運営に影響を与える規模の大量のメッセージ送信を行う（負荷テスト等を含む）等本サービスの運営に支障をきたすおそれのある行為
 - (20) 実在しない携帯電話番号に配信する行為
 - (21) 特定の携帯電話番号に大量に配信する行為
 - (22) 本サービスをメッセージ送信以外の目的で利用する行為
 - (23) メッセージの配信成功を目的としないリクエストを出す行為
 - (24) 当社の事業遂行に支障をきたし、またはそのおそれがあるもの
 - (25) 前各号に定める行為を助長する行為。
 - (26) 前各号に該当する虞があると弊社が合理的に判断する行為。
 - (27) その他、弊社が不適切と合理的に判断する行為。

第 32 条（情報の収集）

弊社は、契約者に本サービス及び本サービスに関連する技術サポートや情報提供等に必要な情報を収集、利用することがあります。契約者は、契約者から必要な情報が提供されないことにより、弊社が十分な技術サポート等を提供できないことがあることをあらかじめ了承するものとします。

第 33 条（契約者情報の取り扱い）

1. 利用希望者は、第 4 条（本サービスおよび付加機能サービスの申込および利用開始）の諸手続において、弊社からの契約者情報（会社名、住所、メールアドレス等の、契約者を認識もしくは特定できる情報をいいます。以下この条において同じとします）の提供の要請に応じて、正確な契約者情報を弊社に提供するものとします。なお、弊社は、当該利用希望者を識別できる情報を、当該利用希望者の同意を得ることなく取得することはありません。
2. 契約者が既に弊社に届出ている契約者情報に変更が生じた場合、契約者は、弊社が別途指示する方法により、速やかに弊社に対してかかる変更を届出るものとします。
3. 弊社は、契約者情報および履歴情報（弊社に記録される契約者による本サービスの利用履歴をいいます。以下この条において同じとします）を、善良なる管理者としての注意を払って管理しま

す。

4. 契約者は、弊社が契約者情報および履歴情報を、本サービスを提供する目的のために、弊社の委託先に提供することがあることに同意するものとします。
5. 契約者は、弊社が契約者情報および履歴情報を、本サービスを提供する目的の他に、以下の各号に定める目的のために、第1号及び第2号に定める場合においては利用、第3号乃至第6号に定める場合においては利用または第三者に提供することがあることに同意するものとします
 - (1) 弊社が契約者に対し、本サービスの追加または変更の案内、または緊急連絡の目的で、電子メールや郵便等で通知する場合、または電話等により連絡する場合。
 - (2) 弊社または弊社の提携先等第三者の提供するサービスや商品に関する広告宣伝またはその他の案内を、電子メールもしくは郵便等で通知する場合、または電話等により連絡する場合、もしくは契約者がアクセスした弊社のホームページ上その他契約者の情報端末機器の画面上に表示する場合。
 - (3) 弊社が、本サービスに関する利用動向を把握する目的で、情報の統計分析を行い、個人を識別できない形式に加工して、利用または提供する場合。
 - (4) 法的な義務を伴う開示要求へ対応する場合。
 - (5) 第28条（料金）に定める料金に関する決済を行う目的で金融機関等に提供する場合。なお、この場合、弊社は、当該契約情報に、暗号化等、金融機関等を除く第三者が閲覧できない状態にしたうえで当該決済に必要な契約情報のみを金融機関等に提供します。
 - (6) 契約者から事前に同意を得た場合。
6. 前項第1号の規定にもかかわらず、契約者は、契約者情報および履歴情報を利用しての弊社からの情報の提供や問い合わせの受領を希望しない場合には、弊社に対してその旨請求できるものとし、弊社はかかる契約者の請求に応えるように努めるものとします。ただし、かかる弊社からの情報の提供や問い合わせが、契約者に対する本サービスの提供に関連して必要な場合には、この限りではないものとします。
7. 契約者は、契約者情報を照会または変更することを希望する場合には、別途弊社が定める手続に従ってかかる照会または変更を請求できるものとします。

第34条（本サービスの廃止）

1. 弊社は、本サービスの全部または一部を変更、追加および廃止することがあります。
2. 弊社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

第35条（本サービスの技術仕様等の変更等）

1. 弊社は、本サービスにかかわる技術仕様その他の提供条件の変更または電気通信設備の更改等に伴い、契約者が本サービスを使用する環境の変更やアップデート等を要することとなった場合であっても、その変更またはアップデート等に要する費用について負担しないものとします。
2. 本サービスに関する所有権及び知的財産権は全て弊社又は弊社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に基づく本サービスの提供は、本規約において明示されているものを除き、本サービスに関する弊社又は弊社にライセンスを許諾している者の知的財産権の譲渡又は使用許諾を意味するものではありません。契約者は、いかなる理由によっても弊社又は弊社にライセ

ンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為（逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これに限定されません。）をしないものとします。

第 36 条（反社会的勢力の排除）

1. 弊社及び契約者は、相手方に対し、本サービスの利用契約締結日時点において、自己及び自己の取締役、執行役、執行役員等の経営に実質的に関与する重要な使用人、実質的に経営権を有する者が反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ利用契約期間中該当しないことを保証するものとします。なお、本条において「反社会的勢力」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」といいます）第 2 条第 2 号に定義される暴力団、暴対法第 2 条第 6 号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者及びその他の暴力的な要求行為若しくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団又は個人をいいます。
2. 弊社及び契約者は、本規約に基づく履行に関連して自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを、相手方に対し、保証するものとします。
 - （1）暴力的な要求行為。
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - （3）脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - （4）風説を流布し、偽計又は威力を用いて他方当事者の信用を棄損し、又は他方当事者の業務を妨害する行為。
 - （5）その他前各号に準ずる行為。
3. 弊社及び契約者は、相手方が前二項の表明・保証に違反した場合、または、本規約に基づく履行が反社会的勢力の活動を助長し若しくは反社会的勢力の運営に資すると判明した場合には、かかる事由が生じた時点以降いつ何時においても、何らの催告を要することなく、本サービスの利用契約の全部又は一部を解除できるものとします。
4. 前項の規定に基づき本サービスの利用契約を解除した当事者は、本サービスの利用契約を解除したことに起因して相手方に損害が生じた場合であっても、何らこれを賠償ないし補償することを要しないものとします。
5. 弊社及び契約者は、本条第 3 項に定めるいずれかの場合に該当したときは、相手方の請求により、相手方に対する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちにこれを弁済するものとします。

第 37 条（譲渡禁止）

契約者は、契約者たる地位ならびに本規約上契約者が有する権利および義務を弊社の事前の同意を得ることなく第三者に譲渡してはならないものとします。

第 38 条（分離性）

本規約の一部が無効で強制力をもたないと判明した場合でも、本規約の残りの部分の有効性はその影響を受けず引続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。

第 39 条（存続条項）

1. 利用契約が終了した場合といえども、第8条第3項、第9条第2項、第10条第2項及び第3項、第12条、第14条から第18条まで（但し、未払金がある場合に限る。）、第20条から第22条まで、第25条、第28条、第35条、第36条第4項及び第5項並びに第37条から第42条までは引き続き効力を有するものとします。
2. 第27条の秘密保持義務は、利用契約の終了後3年間存続するものとします。

第 40 条（協議）

弊社および契約者は、本サービスまたは本規約に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

第 41 条（合意管轄）

契約者と弊社との間で本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 42 条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈については、日本国法に準拠するものとします。

第 43 条（異議のある請求書）

1. 契約者は、契約者が合理的かつ誠実に行為する形で請求書につき異議を申立て、かつ、契約者が弊社に対して、当該請求書につき異議を述べる理由を示す合理的な証拠を提供している場合に限り、当該請求書に基づいて支払い期限が到来するすべての支払いを留保する権利を有します。
2. 異議のある請求書に関して、契約者は、当該異議のある請求書に係る契約者の異議を記載した書面または電子メールによる通知を行うものとします。当該通知には以下の情報を記載するものとします。
 - （1）異議のある請求書の日付及び番号
 - （2）異議の対象となる金額
 - （3）異議のある請求書の計算が不正確であるとする理由
 - （4）契約者が適切と考える裏付け書類
3. 異議のある請求書に関する通知が契約者により当該請求書の支払期日までに送付されなかった場合、当該通知は無効とされ、契約者は、支払期限が到来して支払うべき全ての金額につき、支払義務を負います。
4. 弊社および契約者は、異議のある請求書に関して実施される調査に関連して可能な限り最大限協力することに合意し、適正な調査の結果、契約者について支払われるべきであると事後的に判明した金額は、当事者らの間で異議が別途解決された日から 60 日以内に支払われるものとします。
5. 前項の定めにかかわらず、請求書に含まれる異議のない金額は、当該請求書の支払期日に期限が到来し支払義務が生じるものとします。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 弊社は、この料金表において、消費税相当額を含まない額（以下「税抜額」といいます）で料金を定めます。

(注) この料金表に規定する税抜額に消費税相当額を加算した額（以下「税込額」といいます）は消費税法第 63 条に基づき表示するものであり、税込額で計算した額は実際に支払いを要する額と異なる場合があります。

- 2 弊社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等は暦月、通信料は料金月に従って計算します。ただし、弊社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

(注) 料金月に従って通信料を計算する場合において、通信又はセッションを開始した料金月と終了した料金月が異なるときは、弊社が定める方法により計算するものとします。

- 5 弊社は、弊社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月に係る起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 7 弊社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

(料金等の支払い)

- 9 契約者は、本サービスの料金について、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金について、弊社が指定する場所において又は送金により支払っていただきます。

- 10 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(消費税相当額の加算)

- 11 第 14 条（料金）から第 15 条（基本使用料等の支払義務）までの規定等により、この料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。ただし、税込額のみで定める場合の料金については、この限りではありません。

第1表 料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用	
(1) MEEQ ビジネスツールズ SMS 送信 初期費用	契約者が MEEQ ビジネスツールズ SMS 送信を利用開始するのに必要な初期費用です。
(2) MEEQ ビジネスツールズ SMS 送信 基本利用料	契約者が MEEQ ビジネスツールズ SMS 送信を利用するための料金です。
(3) MEEQ ビジネスツールズ SMS 送信 番号変更手数料	MEEQ ビジネスツールズ SMS 送信を利用中の契約者が送信元電話番号を変更するための料金です。
(4) MEEQ ビジネスツールズ SMS 送信 利用サービス追加手数料	MEEQ ビジネスツールズ SMS 送信を利用中の契約者がサービス (API 連携、Web 管理画面 Type S、Web 管理画面 Type R) を追加するための料金です。
(5) MEEQ ビジネスツールズ SMS 送信 配信料	<p>契約者が MEEQ ビジネスツールズ SMS 送信を利用するにあたり、SMS 配信の「通数」ごとに必要な料金です。</p> <p>「通数」は契約者からの配信リクエストのうち、各社 (ソフトバンク、NTT ドコモ、KDDI、楽天モバイル) からの配信成功の通知があった通数を指します。</p> <p>また、「通数」は 70 文字を 1 通として数え、たとえば最大文字数の 660 文字で配信した場合は、通数は 10 通分として集計されます。</p> <p>API 連携および Web 管理画面 Type S においては、ソフトバンク向けの配信については最大文字数の 660 文字まで 1 通分として集計されます。</p>
(6) ソフトバンク電話番号表示オプション 初期費用	契約者が MEEQ ビジネスツールズ SMS 送信 Web 管理画面 Type R のソフトバンク 電話番号表示オプションを利用開始するのに必要な初期費用です。
(7) ソフトバンク電話番号表示オプション 基本利用料	契約者が MEEQ ビジネスツールズ SMS 送信 Web 管理画面 Type R のソフトバンク 電話番号表示オプションを利用するための料金です。
(8) ソフトバンク電話番号表示オプション 変更手数料	契約者が MEEQ ビジネスツールズ SMS 送信 Web 管理画面 Type R のソフトバンク 電話番号表示オプションを変更するのに必要な費用です。
(9) ソフトバンク電話番号表示オプション 配信料	<p>契約者が MEEQ ビジネスツールズ SMS 送信 Web 管理画面 Type R のソフトバンク 電話番号表示オプションを利用している場合に、SMS 配信の「通数」ごとに必要な料金です。</p> <p>「通数」は契約者からの配信リクエストのうち、各社 (ソフトバンク、NTT ドコモ、KDDI、楽天モバイル) からの配信成功の通知があった通数を指します。</p> <p>また、「通数」は 70 文字を 1 通として数え、たとえば最大文字数の 660 文字で配信した場合は、通数は 10 通分として集計されます。</p>

2 料金額

(1) MEEQ ビジネスツールズ SMS 送信 初期費用

100,000 円

- (2) MEEQ ビジネスツールズ SMS 送信 基本利用料
月額 50,000 円
- (3) MEEQ ビジネスツールズ SMS 送信 番号変更手数料
100,000 円/番号
- (4) MEEQ ビジネスツールズ SMS 送信 利用サービス追加手数料
30,000 円/回
- (5) MEEQ ビジネスツールズ SMS 送信 配信料
6 円/通
- (6) ソフトバンク電話番号表示オプション 初期費用
110,000 円/番号
- (7) ソフトバンク電話番号表示オプション 基本利用料
月額 36,000 円/番号
- (8) ソフトバンク電話番号表示オプション 変更手数料
110,000 円/番号
- (9) ソフトバンク電話番号表示オプション 配信料
9.2 円/通

別紙1 本規約以外に遵守すべき条件・規約

メッセージの規格、メッセージ送信先ごとに適用される規約等

メッセージの規格 メッセージ送信先	送信されるメッセージが SMS による場合	送信されるメッセージが RCS による場合
株式会社 NTT ドコモの携帯電話を契約している場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 ご利用者が本サービスを利用してメッセージを送信する場合において、ご利用者はあらかじめ送信先より承諾を取得し、承諾を書面（電磁的記録を含む。）等により保存することとします。 2 ご利用者が事業譲渡、分割、合併等により送信先から見たメッセージ送信主体として変更される場合において、ご利用者は、定期的にSMS送信をすることを承諾していた送信先にその旨を通知することとします。 3 ご利用者が本サービスを利用してメッセージを送信することを終了するときは、ご利用者は、あらかじめ、定期的にSMS送信をすることを承諾していた送信先にその旨を通知することとします。 	株式会社 NTT ドコモの +メッセージ Biz ご利用ガイドブック（本ガイドブック内に記載の機能の全てを、本サービスで提供するものではありません。）
KDDI 株式会社および沖縄セルラー電話株式会社（以下「KDDI」といいます。）の携帯電話（以下「au携帯電話」という。）を契約している場合	(別紙2) KDDI +メッセージ Biz 利用条件	
楽天モバイル株式会社（以下「楽天モバイル」といいます。）の携帯電話をMNOとして契約している場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 ご利用者は、本サービスによるショートメッセージの配信先から、配信につき事前に承諾を得るものとします。 2 ご利用者は楽天モバイルから求めがあるときは、前項の承諾に係るログ情報またはその他の情報で本件承諾の取得を証明する資料を遅滞なく楽天モバイルに提供するものとします 3 ご利用者は楽天モバイルの承認を得た利用申込みにおいて特定された利用目的においてのみ利用するものとし、当該範囲を超えて如何なる利用も行ってはならないものとします。 4 利用者は、本サービスの提供及び利用にあたり、次の各号のいずれかに該当する事項を行わないとともに、これらに関する疑義等を生じさせず、かつ、楽天モバイルによる本サービスの提供に支障の生じることのないようにするものとします。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 違法、不当、公序良俗に反する行為 2) 楽天モバイル若しくは楽天モバイルのサービス又は第三 	

	<p>者を誹謗若しくは中傷し、その名誉若しくは信用を毀損する行為</p> <p>3) 楽天モバイル又は第三者の知的財産権その他の財産若しくはプライバシーを侵害する行為</p> <p>4) 配信につき事前に許諾を得ていない配信先に対し、本サービスによりショートメッセージを配信する行為</p> <p>5) 有害なコンピュータプログラム等の使用、送信、書き込み、掲載又は第三者が受信可能な状態にする行為</p> <p>6) 楽天モバイル、本サービスの他の契約者又はその他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為</p> <p>7) 楽天モバイルのネットワーク又はシステム等に不正にアクセスし、又は不正なアクセスを試みる行為</p> <p>8) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為</p> <p>9) 楽天モバイル、本サービスの他の契約者又はその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為</p> <p>10) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為</p> <p>11) 本サービス用設備の利用又は運営に支障を与え、又は与えるおそれがある行為</p> <p>12) 配信先その他の第三者に対し、本サービスについて楽天モバイルが何らかの保証を行っているとの誤解を与える行為</p> <p>13) 事前の書面による楽天モバイルの承諾を得ずに、本契約上の地位または権利もしくは義務の全部もしくは一部を譲渡、移転その他の方法により処分する行為</p> <p>14) 特定商取引に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、電気通信事業法、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令に違反する行為</p>	
ソフトバンク株式会社の携帯電話を契約している場合	(別紙3) +メッセージ Biz における倫理綱領	

利用サービスごとに適用される規約等

利用サービス	規約等
--------	-----

<p>Web 管理画面 Type R</p>	<p>Rakuten CPaaS SMS API サービス利用規約 第 9 条 (遵守事項)</p> <p>契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号について遵守し、送信者の義務については、送信者に十分に説明するものとします。</p> <p>1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号について遵守し、送信者の義務については、送信者に十分に説明するものとします。</p> <p>(1) 契約者及び送信者は本サービスの利用に関し適用される法令を遵守するものとし、かかる法令には、条例、業界標準や基準といわれるもの、キャリアの行動指針、ガイドライン等（以下、「適用法等」といいます。）を含むものとします。</p> <p>(2) 送信者は、全ての送信メッセージに送信者を識別するため氏名、名称又はブランド名等及びURL、電子メールアドレス又は電気通信設備を識別するための文字、番号、記号その他の符号であって法令で定める事項を、記載するものとします。</p> <p>(3) 送信者は、受信者から事前にオプトイン方式で受信の同意を得た場合を除き、販売促進又はマーケティングを目的とした SMS を送信してはならないものとします。</p> <p>(4) 送信者は、販売促進及びマーケティングを目的とした SMS の送信の際には、必ず適用法等に定める特定のオプトアウトの仕組みを設けなければならないものとします。</p> <p>(5) 送信者は、次に掲げる情報を偽造した SMS を送信してはならないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送信に用いられる SMS 送信元電話番号 ・第 2 号において記載が義務付けられた事項 <p>(6) 送信者は、虚偽又は架空の電話番号に対して自己若しくは第三者の営業活動目的のために SMS を送信してはならないものとします。</p> <p>(7) 契約者及び送信者は、本サービスを違法又は不適切な目的で利用してはならず、その送信メッセージには、誹謗中傷、詐欺、欺瞞又は誤解を招く表現、性的表現や死を想定させる表現、人身損害、身体や財産の損害、若しくは環境に対する損害を引き起こす表現を含めてはならないものとします。また、どのような場合であっても、適用法等、司法機関の要求する事項又は当社若しくは提携事業者からの要求事項等に違反してはならず、また、第三者に違反させない責任を負うものとします。</p> <p>(8) 送信された SMS がスパムであり、且つ違法である場合、法令上の対応が必要である場合又は受信者からのクレームに基づく対応が必要である場合、当社は契約者に対してスパムが送信された旨を通知し、合理的に必要な情報と支援を提供するものとし、契約者は適切な対応を取ることとします。</p> <p>(9) 契約者及び送信者は、本サービスをスパム送信のために使ってはならないものとします。</p> <p>(10) 契約者は、スパムが送信されたとの通知を受けた場合には、24 時間以内に対策をするものとします。契約者は送信者に対し速やかにスパムが送られたことについて通知するとともに、直ちに改善を開始し、誠意をもって対応し、適用法令等及び本規約が許容する範囲でスパムの発生元を特定する情報交換（タイムスタンプ、コンテンツ、送信先番号及び送信者）をできる限り速やかに行うものとします。当社は、書面による通知を行い、本サービスの全部又は一部の提供を停止するものとし、この場合、当社は何らの責任も負わないものとします。契約者は、スパムのさらなる送信を防止するための適切かつ効果的な措置が講じられ次第、かかる措置を講じた証拠を当社に提出するものとします。</p> <p>(11) 当社の付与した ID 及びパスワードがスパム送信に用いられているとの疑いが生じた場合、又は上述の(5)と(6)の侵害があったと考えられる場合、以下の対応が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、本サービスの一部又は全部について、事前の通知なく直ちに停止 ・契約者は、直ちにスパム送信の防止に必要なすべての対策 ・契約者は、スパムの送信防止に協力するものとし、スパム送信者の特定に必要な限りにおいて送信者情報を交換 <p>(12) 契約者及び送信者は、本サービスについて、複製、リバースエンジニアリング、改変、派生物の作成、配布、販売、再販、譲渡、質権設定、サブライセンス、リース、ローン、賃貸、共有、タイムシェア、担保権の付与、提供又はその他の方法で直接的又は間接的に権利の全部又は一部を侵害し及び譲渡することを禁止します。</p> <p>(13) 送信者は、その送信する SMS が特定商取引に関する法律に定める特定商取引に該当する場合、特定商取引法に基づく表示を掲示しなければならないものとします。</p> <p>2. 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。</p> <p>(1) 当社、本サービスの他の利用者又はその他、本契約に基づいて契約を締結する利用者以</p>
----------------------------	---

	<p>外の送信者または事業者等の第三者に対する詐欺又は脅迫行為</p> <p>(2)法令、規制及び公序良俗に反する行為</p> <p>(3)当社、本サービスの他の利用者又はその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為</p> <p>(4)本サービスを通じ、以下に該当し、又は該当すると当社が判断する情報を送信すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過度に暴力的又は残虐な表現を含む情報 ・コンピューター・ウイルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報 ・当社、本サービスの他の利用者又はその他の第三者の名誉又は信用を毀損する表現を含む情報 ・過度にわいせつな表現を含む情報 ・差別を助長する表現を含む情報 ・自殺、自傷行為を助長する表現を含む情報 ・薬物の不適切な利用を助長する表現を含む情報 ・反社会的な表現を含む情報 ・チェーンメール等の第三者への情報の拡散を求める情報 ・他人に不快感を与える表現を含む情報 <p>(5)本サービスのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為</p> <p>(6)本サービスの運営を妨害するおそれのある行為</p> <p>(7)当社のネットワーク又はシステム等への不正アクセス</p> <p>(8)第 6 条 (SMS 送信元電話番号) に違反する行為又は第三者に成りすます行為</p> <p>(9)本サービスの他の利用者の ID 又はパスワードを利用する行為</p> <p>(10)本サービスの他の利用者の情報の収集</p> <p>(11)当社、本サービスの他の利用者又はその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為</p> <p>(12)当社ウェブサイト上で掲載する本サービス利用に関するルールに抵触する行為</p> <p>(13)反社会的勢力等への利益供与</p> <p>(14)面識のない異性との出会いを目的とした行為</p> <p>(15)前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為</p> <p>(16)前各号の行為を試みる事</p> <p>(17)その他、当社が不適切と判断する行為</p>
--	--

仕様書

	ドキュメント名
1	MEEQビジネスツールズ SMS送信 API 仕様書
2	MEEQビジネスツールズ SMS送信 管理画面マニュアル

別紙2 KDDI +メッセージ Biz 利用条件

第 1 条 保証、免責

1. KDDIは、本サービスが第三者の権利を侵害しないこと、本サービスを提供するシステムの利用が第三者の権利を侵害しないこと、本サービスを通じて提供する情報の安全性、正確性、完全性、有用性及び最新性、本サービスのセキュリティが確保されていること、本サービスが継続して提供されること、並びに本件サービスがお客様の特定の目的に合致すること等について、何らの保証を行わないものとします。
2. KDDI は、ご利用者がエンドユーザーに提供する情報、サービス、メッセージ等に関して一切責任を負わないものとします。
3. KDDI は、本サービスの利用または利用不能により生じる一切の損害（本項各号に定める損害の他、本利用条件の変更により第三者に生じた損害、精神的苦痛及びその他一切の不利益を含むが、これらに限りません。）につき、KDDI に故意または重大な過失がない限り、一切その責任を負わないものとします。

- (1) KDDI のサービスを介して行う、第三者が提供するコンテンツのダウンロード、又は第三者が管理・運営するリンクサイトへのアクセス等の行為により生じた損害
 - (2) KDDI が相当の安全策を講じたにもかかわらず、KDDI システムの無断改変、KDDI のシステム又はサービスに関するデータへの不正アクセス、コンピュータウィルスの混入等の不正行為が行われ、これに起因して生じた損害
 - (3) 天災、火災、停電等の不可抗力、又はシステムの保守、通信回線若しくはコンピュータの障害等による、KDDI のサーバやシステム、KDDI のサービスの中断、遅延、停止、データ消失等により生じた損害
 - (4) 本サービスの利用にあたり、ご利用者と第三者（ご利用者及びエンドユーザーを含むが、これに限られない。）との間で生じたトラブルにより生じた損害
4. KDDI は、本サービスを利用して送受信したメッセージ等につき、常にその内容を監視し、又は特定の内容を削除する責任を負わないものとします。

第 2 条 本サービス利用に必要な情報の事業者間での交換

1. KDDIは、次の各号に該当する場合は、本サービス（KDDI を除く通信事業者が提供する本サービスと同等のサービスを含む。以下、本条において同じとします。）の安定的な運用及び本サービス利用者（エンドユーザー）の保護の目的で、通信事業者間でご利用者にかかる情報を交換できるものとします。
 - (1) 当該ご利用者の利用契約等が理由の如何を問わず解除されたとき
 - (2) 当該ご利用者に対してKDDI が本サービスの提供を停止したとき
2. 前項で定めるご利用者にかかる情報は、次の情報とします。
 - (1) 商号
 - (2) 住所
 - (3) 電話番号その他連絡先
 - (4) 公式アカウント識別子（IMS URI,nickname,ショートコード）
 - (5) 違反行為等があった場合はその行為の内容
3. 第 1 項にて KDDI がご利用者にかかる情報を交換する通信事業者の範囲は次のとおりとします。
 - ・沖縄セルラー電話株式会社
 - ・株式会社 NTT ドコモ
 - ・ソフトバンク株式会社

第 3 条 本サービスの利用の停止、制限

KDDI は、ご利用者が本利用条件に違反していると判断した場合には、本サービスの利用を停止することができるものとします。

第 4 条 本サービスの停止

ご利用者が以下の各号のいずれか一つに該当する場合、KDDI は、通知催告等何らの手続を要することなく直ちに本サービスの使用停止を行うことができるものとします。この場合、ご利用者は、KDDI が被った一切の損害を賠償する責任を負うものとします。

- (1) 本サービス契約の締結、履行にあたり不正な行為又は重大な違反があった場合。
- (2) 本利用条件に違反した場合。
- (3) 差押、仮差押若しくは仮処分命令、通知が発送され、又は競売の申立を受けた場合。

- (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合。
- (5) 支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立があった場合。
- (6) 振出した若しくは引受けた手形又は振出した小切手が不渡りになった場合。
- (7) 合併によらず解散したとき、又は営業を廃止した場合。
- (8) KDDI の名誉、信用を失墜させ、若しくは KDDI に重大な損害を与えたとき、又はその恐れがある場合。

第 5 条 メッセージの配信に関する責任の所在

本サービスを利用して配信されるメッセージ等の表現、内容に関しては、KDDI は一切の責任を負わず、ご利用者が全ての責任を負うものとし、また、本サービスを利用してメッセージ等の配信を行った結果、KDDI に損害が生じた場合は、当該損害が KDDI の責に帰すべき事由により生じたものであるときを除き、その全額につき、ご利用者は KDDI に補償するものとし、

第 6 条 配信先の事前許諾

ご利用者は、メッセージ等の配信先であるエンドユーザーから、あらかじめメッセージ等の配信に関する承諾を得るものとし、なお、当該承諾は当該配信に係る KDDI の免責を含んだものでなければならず、ご利用者は、その具体的な内容、取得方法等について、利用契約等の締結の申込時にあらかじめ KDDI による審査を受けるものとし、+メッセージにおいては、KDDI が合格と認めた場合に限り、メッセージ等の配信ができるものとし、当該承諾に係るログ情報またはその他の情報で当該承諾の取得を証明する資料を遅滞なく KDDI に提供するものとし、但し、KDDI による審査は、メッセージ等の配信に関する適法性、有効性等を保証するものではなく、ご利用者は、自己の責任と費用負担において、メッセージ等の配信に関してエンドユーザーとの間で生じた一切の紛争について解決を図るものとし、

第 7 条 公式アカウント及びメッセージ等の配信に関する禁止事項

KDDI は、以下各号に該当する内容を含む公式アカウント作成、又はメッセージ等の配信を禁止するものとします。

- (1) 事実誤認を生じさせるもの
- (2) 通常人の射幸心を煽るもの
- (3) 賭博を行うもの
- (4) 富くじの売買等を肯定又は助長するもの
- (5) 青少年の性的感情を著しく刺激する等、その健全な育成を阻害するもの
- (6) わいせつ物、児童ポルノの売買等を行うもの、売春、児童売春を助長するもの
- (7) 無限連鎖講、マルチ商法を行うもの、又は特定商取引法に定める業務提供誘因販売を行うもの
- (8) 覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん、毒物、劇薬の使用を肯定又は助長するもの
- (9) 犯罪的行為を助長する等、社会的に有害であるもの
- (10) 特定の個人、団体を誹謗中傷するもの
- (11) 政治団体や宗教団体その他それらと同視し得る団体への寄付、献金を求めるもの
- (12) KDDI 又は第三者の財産、プライバシー等の権利を侵害するもの
- (13) KDDI 又は第三者の知的財産権を侵害するもの
- (14) その他関係法令に違反するもの
- (15) 公序良俗に反するもの
- (16) 社会風俗に著しい悪影響を与えるもの
- (17) 反社会的勢力に属する者又は反社会的勢力との関連が疑われる者が運営する事業に関するもの

- (18) ご利用者以外の第三者の事業に関する広告を主とするもの
- (19) 本利用条件及び本利用条件以外の KDDI の定める個別規約に定める事項に反し、又はその恐れがあるもの
- (20) KDDI の事業遂行に支障をきたし、又はその恐れがあるもの
- (21) 前各号に該当する恐れがあるもの

第 8 条 メッセージ等に関する表現基準

ご利用者は、配信先であるエンドユーザーの保護の観点から、本サービスを通じて配信する全てのメッセージ等の内容について、前条のほか、以下各号に定めるルールをはじめとする各種法令及びご利用者の属する業界の自主規制、ルール等を遵守するものとします。

(1) 権利者の明示

ご利用者は、自ら権利を保有していない素材をメッセージ等において利用する場合には、権利者の許諾を得たうえで、かかる許諾された条件に従って、権利者の名称及び当該権利者とご利用者との関係性を明示するものとします。

(2) エンドユーザーの誤認又は誤操作を招く可能性のある表現の禁止

ご利用者は、不明瞭なリンク領域の表示、実際にリンクとして機能しないボタン又はメニューの表示、その他受信者であるエンドユーザーの誤認又は誤操作を招く表現を行わないものとします。

(3) 本文とリンク先との関連性の維持

ご利用者は、メッセージ等に含まれるテキスト、クリエイティブ等と直接関係の無いウェブページ又はご利用者が実質的に支配管理していないウェブページへのリンクを貼り付けてはならないものとします。ご利用者は、メッセージ等のタイトル、本文及びリンク先を相互に関連させ、配信先であるエンドユーザーから見て不自然ではない表示を行うものとします。

(4) 虚偽情報の掲載の禁止

ご利用者は、メッセージ等において、虚偽の情報を掲載しないものとします。

(5) 不当表示に該当する可能性のある表現の禁止

ご利用者は、メッセージ等において、不当景品類及び不当表示防止法に定める「優良誤認表示」、「有利誤認表示」その他同法に定める表示規制に違反し、又は違反する恐れがある表示を行わないものとします。

(6) 最大級・No.1 表現又はそれらに類似する表現の禁止

ご利用者は、調査機関の調査による明確な証明がなされた場合に限り、メッセージ等において、「世界初」「業界 No.1」等の最大級を示す表現又はそれらに類似する表現を使用することができるものとします。この場合、ご利用者は、メッセージ等において、当該調査機関の名称及び調査年月日を正確に記載するものとします。

(7) エンドユーザーが不快と感じる可能性のある表現の禁止

前各号のほか、ご利用者は、メッセージ等において、配信先であるエンドユーザーのコンプレックスを刺激し得る身体の部位に関する描写、過度な肌露出その他の性的な表現等、エンドユーザーが不快感を覚える可能性のある表現の使用を行わないものとします。

(8) 業界の自主基準、公正競争規約等の遵守

前各号のほか、ご利用者は、ご利用者の所属する業界の自主基準・公正競争規約等がある場合には、当該基準、

規約等に従った表現、表記を行うものとします。

第 9 条 本サービスの停止・中断

KDDI は、本サービスを提供するシステムにおいて、次の各号に該当する事由が生じた場合には、本サービスの提供を一時的に停止又は中断することがあります。この場合、KDDI は、第三者に生じた損害につき、KDDI の故意又は重大な過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

- (1) システムに故障若しくは障害が生じたとき、又はメンテナンス作業が必要であるとき。
- (2) システムにインストールされたソフトウェア若しくはデータベースに障害が発生したとき、又はメンテナンス作業が必要であるとき。
- (3) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力によりシステムの使用が困難となったとき。
- (4) 設備の障害又はシステムまでの通信手段の不具合等利用者の接続環境の障害が生じたとき。
- (5) システムからの応答時間等通信手段の性能値に起因する障害が生じたとき。
- (6) KDDI が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ないシステムへの第三者による不正アクセス又はアタックもしくは通信経路上での傍受があったとき。

別紙3 +メッセージ Biz における倫理綱領

ご利用者は、本倫理綱領を遵守するとともに、使用許諾を受けた第三者を募集する際や使用許諾を受けた第三者から契約の申込を受ける際、使用許諾を受けた第三者に対し、本倫理綱領の内容を説明して同意を取得し、遵守させるものとしします。

本サービスのエンドユーザーからの申告等により、ご利用者（使用許諾を受けた第三者を含み、以下同様とします。）において本倫理綱領に反するまたは反するおそれがある行為があると判断したときは、ご利用者に対する本サービスの提供の停止等をさせていただく場合があります。

1. 本サービスを利用して、ご利用者がメッセージを送信する際には、個人情報の保護に関する法律を遵守し、エンドユーザーからメッセージを送信することについての同意を取得しなければなりません。

<本サービス利用者からの明確な同意を取得しているとはいえない具体例>

- ランダムに携帯電話番号リストを作成のうえ、実在しない大量の携帯電話番号に対してメッセージを送信する行為
- エンドユーザーの電話番号を含む個人情報を取得した際の利用目的にメッセージ送信が含まれていることが明確でないにも関わらず、そのエンドユーザーに対してメッセージを送信する行為
- エンドユーザーから同意を取得せずに、または不正な方法などにより同意を取得し、エンドユーザーに対してメッセージを送信する行為
- メッセージを送ることについて、エンドユーザーから一旦同意があったものの、その後送信停止の申告等がなされたにも関わらず、当該エンドユーザーへメッセージを送信する行為

2. 本サービスを利用して、ご利用者が送信するメッセージは、良識のあるもので、エンドユーザーの信頼に背くものであってはなりません。

<本サービスを利用して送信してはならないメッセージの具体例>

- メッセージの送信主体、掲載内容の主体や目的が不明、または曖昧なもの
- 虚偽または不正確な表現のもの
- 公序良俗に違反するもの
- 非科学的または迷信に類するもので、エンドユーザーを迷わせ、不安を与えるおそれがあるもの
- 政治団体、宗教団体その他の団体への加入を勧誘し、または寄付を求めるもの
- 通常知覚できない技法により本サービス利用者の潜在意識に働きかける表現（サブリミナルなど）を用いたもの
- 当社の承諾がないのに、メッセージの内容を当社が推薦、保証しているかのような表現を用いたもの
- 社会風俗に著しい悪影響を与えるおそれのあるもの
- 多数のエンドユーザーに不快感を与えるおそれのあるもの
- 多数のエンドユーザーの性的感情を害する裸の画像その他わいせつなもの

3. 本サービスを利用して、ご利用者が送信するメッセージは、品位に欠け、他人を中傷したり、名誉を傷つけたりするものなどであってはなりません。

<本サービスを利用して送信してはならないメッセージの具体例>

- 他人の中傷、名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損または業務妨害となるおそれがあるもの
- 人種、国籍、職業、性別、境遇、思想、信条または精神的・肉体的障害等により不当な差別をし、または差別を助長するもの
- 当社の提供するサービスを不当に否定、または中傷するもの

4. 本サービスを利用してご利用者が送信するメッセージは、社会倫理に沿うもので、関係法規に反するものであ

ってはなりません。

<本サービスを利用して送信してはならないメッセージの具体例>

- 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律または特定商取引に関する法律に違反するもの
- 犯罪その他の法令違反行為を推奨、肯定、または助長するおそれのあるもの
- わいせつ物、児童ポルノの売買等を行うもの、売春、児童売春を助長するもの
- 賭博を行い、または富くじの売買等を肯定もしくは助長するおそれのあるもの
- 無限連鎖講、マルチ商法を行うもの
- 窃盗、強盗、詐欺、恐喝、横領、背任その他の犯罪により入手した商品等の売買等を行うもの
- 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権その他の他人の権利を侵害する商品等の売買等を行うもの
- 覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん、毒物、劇薬の使用を肯定もしくは助長するおそれのあるもの
- 国際親善を害するおそれのあるもの
- 公職選挙法その他の法令諸規則に違反しないこと
- 他人の名義を語るもの
- 氏名、肖像、商標、著作物などを権利者の承諾を得ることなく無断で使用したもの

5. 本サービスを利用してご利用者が送信するメッセージは、青少年の健全な育成を妨げるものであってはなりません。

<本サービスを利用して送信してはならないメッセージの具体例>

- 射幸心や購買欲を過度に煽るおそれのあるもの
- 青少年の健全な育成に対して配慮することなく、暴力など個人の生命、身体の安全を害するおそれのある反社会的な行為を肯定・礼賛する表現を用いたもの
- 青少年が模倣した場合に生命、身体の安全を害する可能性がある場合にあらかじめ注意を呼びかける等の措置をとらないもの
- 健全な社会通念に反し、品性を損なうような表現のもの

6. 本サービスを利用してご利用者が送信するメッセージは、本サービス利用者の安心安全な利用を妨げるものであってはなりません。

<本サービスを利用して送信してはならないメッセージの具体例>

- コンピュータウイルスその他有害なプログラム
- 本サービス利用者が意図しない動作を行うプログラムや悪意のあるソフトウェア、アプリケーション
- 不正指令電磁的記録に関する罪に抵触するもの
- 他人の ID またはパスワードを不正に使用する行為

ご利用者又はご利用者から使用許諾を受けた第三者が、本倫理綱領に著しく違反し、エンドユーザーの保護又は本サービスの安定的な提供のために特に必要と合理的に判断される場合は、本サービスを提供する携帯電話サービス事業者間で、ご利用者又はご利用者から使用許諾を受けた第三者にかかる以下の情報を交換することがあります。

- (1) 商号
- (2) 住所
- (3) 代表者等氏名
- (4) 電話番号その他連絡先
- (5) 公式アカウントを識別する ID
- (6) 違反行為等があった場合はその行為の内容

附則：この規約は2025年10月3日から実施します。